

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和6年度の保険料のお支払いと
保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

■ 7月に保険料額をお知らせします

令和6年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。
保険料の計算方法や軽減等に関する詳細は、同封するチラシをご覧ください。

■ 7月の保険証送付時に個人番号の下4ケタをお知らせします

7月中に新しい保険証をお送りしますが、その際に個人番号の下4ケタを下図イメージのように、あわせてお知らせしますので、お持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載の番号と相違がないか、ご確認ください。

<イメージ> ※実際の送付時に変わる可能性があります。

<表面>

被保険者証	(下の線に沿って数回折ると、切り離しやすくなります。)		
<p><注意事項></p> <ol style="list-style-type: none">1 被保険者証を、線に沿って切り離してください。2 被保険者証は、大切に保管してください。3 被保険者証の裏面に「臓器提供意思表示欄」を設けております。 詳しくは同封しておりますチラシをご覧ください。	(右の線に沿って数回折ると、切り離しやすくなります。)		
<p>後期高齢者医療制度で登録されている あなたの個人番号（マイナンバー）</p> <table border="1"><tr><td style="text-align: center;">個人番号</td></tr><tr><td style="text-align: center;">**** * 1234</td></tr></table> <p>※上記、個人番号は後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。（詳細は裏面参照）</p>	個人番号	**** * 1234	後期高齢者医療被保険者証
個人番号			
**** * 1234			

<裏面>

<p>※被保険者証裏面</p>	被保険者証
	<p>後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている 個人番号（マイナンバー）のお知らせ</p> <p>保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。 マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひご利用ください。 なお、保険証台紙の表面に、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）を印字しています。 万が一、異なっている場合には、表面に記載のお問い合わせ先まで、このお知らせに関しては下記お問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>【お問い合わせ先】 北海道後期高齢者医療広域連合コールセンター TEL：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (開設期間：令和6年〇月〇日～〇月〇日 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇)</p>

■ 保険証が新しくなります (黄色→水色)

現在、ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和6年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。
- 保険証が廃止される令和6年12月1日までは、紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、浦臼町役場住民課住民係までお申し出ください。

新しい保険証は水色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(紫) 北海道後期高齢者医療広域連合

■ 減額認定証 (限度額適用・標準負担額減額認定証) 限度証 (限度額適用認定証) も新しくなります (黄緑色→橙色)

現在、ご使用の黄緑色の減額認定証及び限度証の有効期限が令和6年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、浦臼町役場住民課住民係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証及び限度証は橙色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入籍経過年月日	〇〇年 8月 1日
保険者印	印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(紫) 北海道後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(紫) 北海道後期高齢者医療広域連合

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
 【住所】〒060-0062
 札幌市中央区南2条西14丁目
 国保会館6階
 【電話】011-290-5601

住民課住民係
 【電話】68-2112